

「国民の生活を豊かにするデジタル・ガバメント」と「デジタル時代の国際競争を勝ち抜く日本」の実現に向けて（平成31年4月26日自由民主党政務調査会、IT戦略特別委員会）

2. 産業政策に関する論点

(2) 個人情報保護法の在り方

④ GDPRに基づく十分性認定の補完（GDPRの対象外となっている法人等の扱い）

平成31年1月、GDPR（一般データ保護規則）に基づく十分性認定が行われ、日EU間の円滑なデータ移転を図る枠組みが構築された。一方で、独立行政法人や国立大学法人などを含め十分性認定の枠組みの対象外となっている法人等がある。そのため、例えば、国立大学がEUの研究機関等との間で共同研究を実施する場合などにおいては、データの移転を行うためのGDPR上の手続を求められることとなる。こうした現状を踏まえて、関係省庁においては、十分性認定の対象外となっている法人等もEUとの間における円滑なデータ流通の恩恵を享受できるよう、具体的な方策について十分性認定の対象外法人等との議論を行いながら、適切な対応を図るべきである。